

別紙 1
(給水管部分のみ抜粋)

明示鋌施工要領

平成 27 年 4 月

豊川市上下水道部 水道整備課

給水引込位置の明示

1. 給水管の事故を未然に防止するために、給水管の取り出し及び取替工事を行った場合、明示板を設置し、給水管の引き込み位置を明示する。
2. 既存の給水装置を改造する工事のうち、給水引込管のみ残して止水栓止めとする工事を行った場合も1と同様とする。
3. 給水管を撤去（廃止）した場合は、既設の明示板を撤去する。
4. 給水引込管の明示板の設置方法は次による。
 - (1) 明示板はサドル付き分水栓及び不断水 T 字管等から分岐した給水管の延長線上に表示すること。
 - (2) 明示板は道路部分等から給水管が引き込まれている給水装置設置場所の官民境界の官地側（道路側）の道路面に設置すること。
 - (3) 明示板は「給水管」の文字を上にして、道路側から給水装置設置場所方向を向いたときに文字が正面に読めるように設置すること。
 - (4) 道路内に側溝等の構造物がある場合は、これを避けて設置すること。
 - (5) 舗装道の場合は、本舗装復旧後に設置すること。
 - (6) 明示板はオフセットを測定して正確に設置すること。
5. 給水装置工事施行基準に定める止水栓位置図又は配水管工事標準仕様書に定める給水管詳細図と現地とが整合するように図面は正確に作成すること。
6. 使用材料は別表1のとおりとする。

【解説】

1. 給水管の布設位置が将来的に不明となり他工事の道路掘削等に伴い事故が発生することを未然に防止するために、配水管から分岐して給水管を埋設した場合は明示板を設置して給水管の引き込み位置を明示する。
2. 既設の給水装置を改造する工事で、敷地内の給水装置を廃止して道路内の給水管を残す場合も、給水管の布設位置が将来的に不明となり他工事の道路掘削等に伴い事故が発生することを未然に防止するために、明示板を設置して給水管の引き込み位置を明示する。なお、この場合、民地内にはメーター筐内で止水栓止めとするか、又は止水栓及び止水栓筐を残すこと。
3. 給水管の撤去工事等により給水管を撤去または廃止し既設の明示板が設置してある場合は、これを撤去すること。

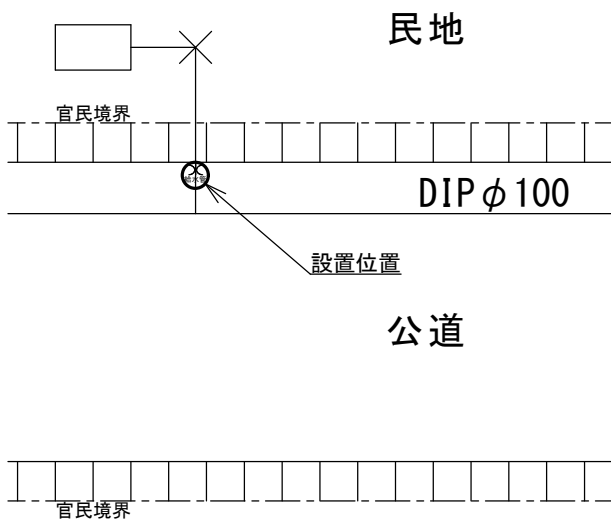
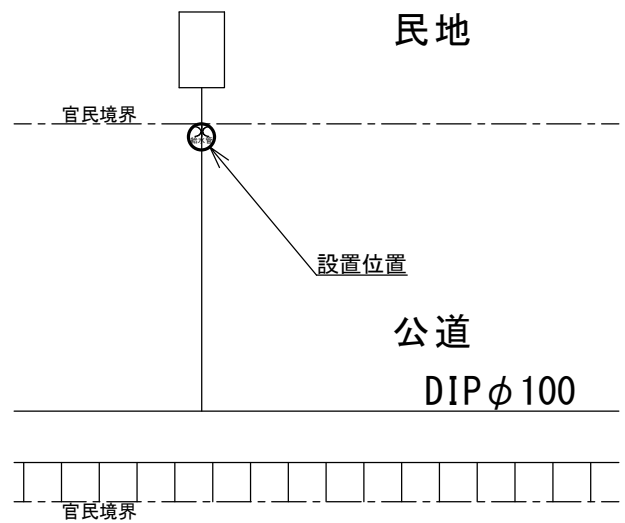
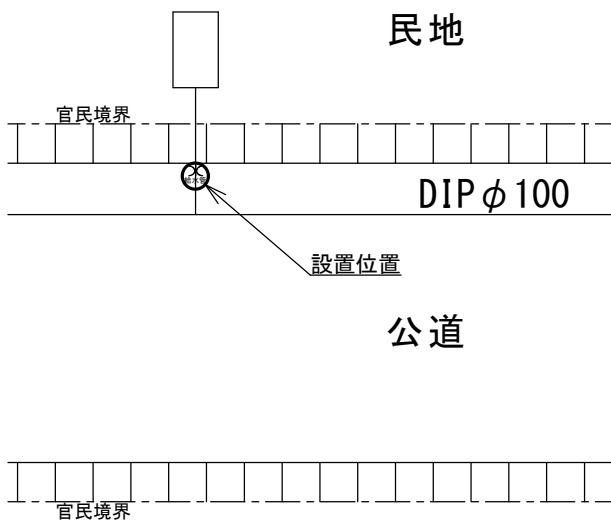
別表 1

材 質	ステンレス (SUS304) または炭素鋼 (S20C) 同等以上 ¹
表示マーク	頭部表面の上段に「水」のマーク、下段に「給水管」の文字を表示 表示部は樹脂製の保護材
参考寸法	<p style="text-align: right;">(単位 mm)</p> <p>Technical drawing showing dimensions and marking details for the water supply pipe marker. Dimensions include: $\phi 25$ (top diameter), $\phi 20 \sim 21$ (marking diameter), 6.5 (top flange thickness), $67 \sim 70$ (total height), 14 (bottom section height), and $\phi 9$ (bottom diameter). The marking area contains a water symbol and the text "給水管".</p>

¹ ボロン鋼

明示鋏設置例

給水管の明示例



1. 給水管の取り出し及び取替工事を行った場合、明示鋏を設置し、給水管の引き込み位置を明示する。
2. 既存の給水装置を改造する工事のうち、給水引込管のみ残して止水栓止めとする工事を行った場合も1と同様とする。
3. 給水引込管の明示鋏の設置方法は次による。
 - (1) サドル付き分水栓及び不断水T字管等から分岐した給水管の延長線上に表示すること。
 - (2) 給水管が引き込まれている給水装置設置場所の官民境界の官地側（道路側）の道路面に設置すること。
 - (3) 明示鋏は「給水管」の文字を上にして、道路側から給水装置設置場所方向を向いたときに文字が正面に読めること。
 - (4) 道路内に側溝等の構造物がある場合は、これを避けて設置すること。